

ニテリ印4七十年二ハ八力多ナリトモ昨十一年ハ一ノ五五力
カ毎(第2回)

乃ハニ多クナレモ此等モ彼等モ漸次ニテ全視スル能アリ

ル等ハ行刑制辰ニシテカリシモノハ其後入セシモノ一曰ク

新制ニ着任テ有マシタレバ固ル。 皇制ニ着任テ有ル者

取降方針ハ此モ注意スヘク

一 拙ノミテナレシモノハ此モ注意スヘク

二 横東方針トシテ注意者、注意ス。要改定の人、鮮人一切、

ハニ此等ノ方針トシテ注意者、注意ス。要改定の人、鮮人一切、

三 横東方針トシテ注意者、注意ス。要改定の人、鮮人一切、

ソノ取ニ百名ニ達シ(行政科)

三、其後他ニハ随地ヲナシ固体以外、者ヨハモカセシマサル

方針ヲ執リ又行刑ノ中(行政科)ニシテ

六、高入口附近ニ於テ土地阻止ヲサセム

也 旗幟、標旗及(国旗)ノ外、一切使用セシムス之ニ及キテ

折入スルモノハ之ヲ押收シタリ。又此等者各自ニ理付シテ種別ヲ

別ニシテスル者ハ、例ニテ取降上ノ便宜ニ着テシムカ

五、歌ハ、(旗)ノ外、一切取降上ノ便宜ニ着テシムカ

七、以上ニテ、取降上ノ便宜ニ着テシムカ

大所上ノ便宜ニ着テシムカ

セシムカ

フカ

サレハ、立寄者一派及ヒ解人(東京朝鮮労働同盟会)

モ之ニ着テ入レ、立寄者一派及ヒ解人(東京朝鮮労働同盟会)

セリレタリ。而シテ此等ノ横東者ハ、百九十九名、(横東)

十三名ナリ。一方、所謂立寄者ノ一部、(立寄者)